

協定項目の協議状況

基本的な協定項目

	協定項目	協議内容	協議提案	協議結果
1	合併の方式	合併の方式については、「新設合併」とする。	第1回会議	承認
2	合併の期日	(案)未定	第3回会議	
3	新市の名称	(案)公募による 名称案未定	第1回会議 第4回会議	手法確認
4	新市の事務所の位置	(案)未定	第3回会議	

合併特例法に規定されている協定項目

	協定項目	協議内容	協議提案	協議結果
5	議員定数及び任期の取扱い	(案)未定	第4回会議	
6	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	(案)未定	第4回会議	
7	地方税の取扱い	(案)1市1町で差異のある都市計画税の税率については、0.25%とする。	第2回会議	提案予定
8	一般職の職員の身分の取扱い	(案)1市1町の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数は新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努める。職名等は合併時までに調整し、統一を図る。職員の給与等は合併時に統一を図る。	第2回会議	提案予定
9	地域審議会の設置	(案)未定	第3回会議	
10	新市建設計画の作成	(案)原案作成中		

その他必要な協定項目

	協定項目	協議内容	協議提案	協議結果
11	財産及び公の施設の取扱い	(案)上福岡市及び大井町の所有する財産(土地、建物、債権及び債務)及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。	第2回会議	提案予定
12	特別職の職員の身分の取扱い	(案)新市の市長については、合併から50日以内に選挙を行い、その間は職務執行者を置く。常勤特別職、非常勤特別職は全員失職し、新市の長が新たに選任する。法令等に定めのない、給与や報酬、定数等については、1市1町の長が別に協議して定める。	第2回会議	提案予定
13	条例・規則の取扱い	(案)条例、規則等については、各調整項目の調整方針に基づき統一し、新市における事務事業に支障を来さないよう、整備する。	第2回会議	提案予定

	協定項目	協議内容	協議提案	協議結果
14	組織及び機構の取扱い	(案)未定	第3回会議	
15	一部事務組合等の取扱い	(案) 現在加入している一部事務組合は、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。 広域連合や法定の協議会は、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。 1市1町の土地開発公社は合併時に再編する。 施設管理公社は新市に引き継ぐ。	第2回会議	提案予定
16	使用料、手数料の取扱い	(案) 証明等に係る事務手数料は、現行のとおりとする。 各種施設の使用料は、当面現行のとおりとし、新市において調整する。 道路占用料は上福岡市の例による。	第2回会議	提案予定
	上下水道事業の取扱い	(案)未定	第3回会議	
17	公共的団体等の取扱い	(案) 1市1町に共通する団体は、合併時に統合するよう努める。ただし、統合できない団体は統合するよう調整に努める。 統合に時間を要する団体は、当面現行のとおりとし、10年を目処に統合するよう調整に努める。 独自の団体は現行のとおりとする。	第2回会議	提案予定
18	補助金、交付金等の取扱い	(案) 同一又は同種の補助金は、できるだけ早い機会に統一の方向で検討する。 独自の補助金は、新市に移行後均衡を保つよう調整する。 整理統合できる補助金等は、新市に移行後、統合するよう調整する。	第2回会議	提案予定
19	行政連絡機構の取扱い	(案) 行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、合併後に、町会・自治会等住民組織と協議するものとする。	第2回会議	提案予定
20	町・字名の取扱い	(案) 町字名は現行のとおりとする。ただし、同一又は類似町字名は、1市1町の長が協議して定める。名称から「大字」を除く。	第2回会議	提案予定
21	慣行の取扱い	(案) 市町章、憲章、花木鳥などの慣行は、新市において検討する。 ただし、従来の実績等を勘案し、新市に引き継ぐべきものは、新市において継続する。	第2回会議	提案予定
22	国民健康保険事業の取扱い	(案)未定	第3回会議	
23	介護保険事業の取扱い	(案)未定	第3回会議	
24	清掃事業の取扱い	(案) 分別収集方法や収集回数は、当面現行のとおりとし、新市において調整する。 ごみ処理・処分手数料は、上福岡市の例により調整する。 申請手数料は、大井町の例による。	第2回会議	提案予定
25	教育制度の取扱い			
	学校教育事業	(案)未定	第3回会議	
	社会教育事業	(案)未定	第3回会議	

	協定項目	協議内容	協議提案	協議結果
26	その他各種事務事業の取扱い			
	電算システム事業の取扱い	(案) 住民生活に支障を来さぬよう合併時に統合を図る。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理システムは、新市において調整する。	第2回会議	提案予定
	広報広聴関係事業の取扱い	(案) 広報紙の発行は、現行と同様に月1回とする。その他の広報事業は合併時に統合し、情報の提供に努める。提案制度等の広聴事業は、合併後速やかに充実を図る。相談業務は、現行の業務を実施できるよう調整する。	第2回会議	提案予定
	保健事業関係	(案) 未定	第3回会議	
27	各種福祉制度関係			
	障害者福祉事業	(案) 未定	第3回会議	
	高齢者福祉事業	(案) 未定	第3回会議	
	児童福祉事業	(案) 未定	第3回会議	
	保育事業	(案) 未定	第3回会議	
	生活保護事業	(案) 未定	第3回会議	

協議事項

協定項目 7

地方税の取扱い（案）

協議の経緯		
提案	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
協議	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
確認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	7 地方税の取扱い														
調整方針 (案)	<p>上福岡市及び大井町で差異のある税率等については、都市計画税率だけであるので、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>都市計画税の税率は、0.25%とする。</p> <p>なお、他の税目については、相違がないため現行のとおりとする。</p>	課 題 点	<p>相違がある税目 都市計画税率 固定資産税と都市計画税における市街化区域内の農地の取扱い</p> <p>上福岡市は、市街化区域農地の固定資産税及び都市計画税の課税は「宅地並み課税」となっているが、大井町はこの制度の適用がない。しかし、大井町が市制を施行した場合や合併した場合、大井町の市街化区域農地は宅地並み課税となるとともに、生産緑地法が適用され、生産緑地地区内の農地については、農地課税が適用される。</p>												
現況	上福岡市	大井町	調整方針												
個人市町民税			<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1496 874 2058 917">個人市民税</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1496 917 1753 960">均等割</td> <td data-bbox="1753 917 2058 960">3,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1496 960 1753 1003">所得割</td> <td data-bbox="1753 960 2058 1003"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1496 1003 1753 1046">200万円以下</td> <td data-bbox="1753 1003 2058 1046">3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1496 1046 1753 1090">200万円を超える</td> <td data-bbox="1753 1046 2058 1090">8%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1496 1090 1753 1133">700万円を超える</td> <td data-bbox="1753 1090 2058 1133">10%</td> </tr> </table>	個人市民税		均等割	3,000円	所得割		200万円以下	3%	200万円を超える	8%	700万円を超える	10%
個人市民税															
均等割	3,000円														
所得割															
200万円以下	3%														
200万円を超える	8%														
700万円を超える	10%														
1 税率															
均等割	3,000円	3,000円													
所得割															
200万円以下	3%														
200万円を超える	8%														
700万円を超える	10%														
2 納期	6.8.10.1月														
3 収納額 (平成15年度決算額)	2,417,536千円	2,345,499千円													

協定項目	7 地方税の取扱い			
現況	上福岡市	大井町	調整方針	
法人市町民税			均等割 左表のとおり	
1 税率				
均等割	均等割			
	法人等の区分			
	資本金等の金額	従業者数の合計		年税額
	50億円を超える	50人を超える		300万円
	10億円を超え50億円以下	50人を超える		175万円
	10億円を超える	50人以下		41万円
	1億円を超え10億円以下	50人を超える		40万円
	1億円を超え10億円以下	50人以下		16万円
	1,000万円を超え1億円以下	50人を超える	15万円	
	1,000万円を超え1億円以下	50人以下	13万円	
	1,000万円以下	50人を超える	12万円	
	その他の法人等		5万円	
法人税割			法人税割 制限税率：14.7% 資本金等が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人等は12.3%	
税率	制限税率 14.7%			
課税の特例	資本金等が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人等は12.3%			
2 納期	各決算月後2か月以内		法人税額が400万円以下の法人等は12.3%	
3 収納額 (平成15年度決算額)	675,097千円	393,383千円		
固定資産税			固定資産税 税率：1.4%	
1 税率	1.4%			
2 納期	5.7.12.2月			
3 収納額 (平成15年度決算額)	2,964,855千円	2,775,372千円		

協定項目	7 地方税の取扱い																																																																										
現況	上福岡市	大井町		調整方針																																																																							
軽自動車税 1 税率・台数	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="544 552 1003 632">車種</th> <th data-bbox="1003 552 1234 632">年税額(円) 標準税率</th> <th colspan="2" data-bbox="1234 552 1727 592">台数(平成16年4月1日現在)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th data-bbox="1234 592 1496 632">上福岡市</th> <th data-bbox="1496 592 1727 632">大井町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 632 775 751" rowspan="3">原動機付自転車</td> <td data-bbox="775 632 1003 671">50cc以下</td> <td data-bbox="1003 632 1234 671">1,000</td> <td data-bbox="1234 632 1496 671">2,664</td> <td data-bbox="1496 632 1727 671">2,556</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 671 1003 711">90cc以下</td> <td data-bbox="1003 671 1234 711">1,200</td> <td data-bbox="1234 671 1496 711">227</td> <td data-bbox="1496 671 1727 711">155</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 711 1003 751">125cc以下</td> <td data-bbox="1003 711 1234 751">1,600</td> <td data-bbox="1234 711 1496 751">249</td> <td data-bbox="1496 711 1727 751">214</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="544 751 1003 791">ミニカー</td> <td data-bbox="1003 751 1234 791">2,500</td> <td data-bbox="1234 751 1496 791">6</td> <td data-bbox="1496 751 1727 791">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 791 775 871" rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td data-bbox="775 791 1003 831">農耕</td> <td data-bbox="1003 791 1234 831">1,600</td> <td data-bbox="1234 791 1496 831">201</td> <td data-bbox="1496 791 1727 831">179</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 831 1003 871">その他</td> <td data-bbox="1003 831 1234 871">4,700</td> <td data-bbox="1234 831 1496 871">14</td> <td data-bbox="1496 831 1727 871">37</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 871 640 951" rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2" data-bbox="640 871 1003 911">二輪</td> <td data-bbox="1003 871 1234 911">2,400</td> <td data-bbox="1234 871 1496 911">617</td> <td data-bbox="1496 871 1727 911">560</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="640 911 1003 951">三輪</td> <td data-bbox="1003 911 1234 951">3,100</td> <td data-bbox="1234 911 1496 951"></td> <td data-bbox="1496 911 1727 951">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="640 951 775 1031" rowspan="2">四輪乗用車</td> <td data-bbox="775 951 1003 991">自家用</td> <td data-bbox="1003 951 1234 991">7,200</td> <td data-bbox="1234 951 1496 991">2,611</td> <td data-bbox="1496 951 1727 991">2,739</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 991 1003 1031">営業</td> <td data-bbox="1003 991 1234 1031">5,500</td> <td data-bbox="1234 991 1496 1031"></td> <td data-bbox="1496 991 1727 1031">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="640 1031 775 1110" rowspan="2">四輪貨物</td> <td data-bbox="775 1031 1003 1070">自家用</td> <td data-bbox="1003 1031 1234 1070">4,000</td> <td data-bbox="1234 1031 1496 1070">1,263</td> <td data-bbox="1496 1031 1727 1070">1,438</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 1070 1003 1110">営業</td> <td data-bbox="1003 1070 1234 1110">3,000</td> <td data-bbox="1234 1070 1496 1110">76</td> <td data-bbox="1496 1070 1727 1110">85</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="544 1110 1003 1150">二輪小型自動車</td> <td data-bbox="1003 1110 1234 1150">4,000</td> <td data-bbox="1234 1110 1496 1150">583</td> <td data-bbox="1496 1110 1727 1150">504</td> </tr> </tbody> </table>			車種		年税額(円) 標準税率	台数(平成16年4月1日現在)					上福岡市	大井町	原動機付自転車	50cc以下	1,000	2,664	2,556	90cc以下	1,200	227	155	125cc以下	1,600	249	214	ミニカー		2,500	6	2	小型特殊自動車	農耕	1,600	201	179	その他	4,700	14	37	軽自動車	二輪		2,400	617	560	三輪		3,100		0	四輪乗用車	自家用	7,200	2,611	2,739	営業	5,500		0	四輪貨物	自家用	4,000	1,263	1,438	営業	3,000	76	85	二輪小型自動車		4,000	583	504	軽自動車税 左表のとおり
車種		年税額(円) 標準税率	台数(平成16年4月1日現在)																																																																								
			上福岡市	大井町																																																																							
原動機付自転車	50cc以下	1,000	2,664	2,556																																																																							
	90cc以下	1,200	227	155																																																																							
	125cc以下	1,600	249	214																																																																							
ミニカー		2,500	6	2																																																																							
小型特殊自動車	農耕	1,600	201	179																																																																							
	その他	4,700	14	37																																																																							
軽自動車	二輪		2,400	617	560																																																																						
	三輪		3,100		0																																																																						
	四輪乗用車	自家用	7,200	2,611	2,739																																																																						
		営業	5,500		0																																																																						
	四輪貨物	自家用	4,000	1,263	1,438																																																																						
		営業	3,000	76	85																																																																						
二輪小型自動車		4,000	583	504																																																																							
2 納期	5月	5月																																																																									
3 収納額 (平成15年度決算額)	29,216 千円	30,366 千円																																																																									

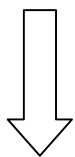
協定項目	7 地方税の取扱い		
現況	上福岡市	大井町	調整内容
市町たばこ税			たばこ税
1 税率	1,000本につき 2,743円	1,000本につき 2,743円	1000本につき 2,743円
2 納期	毎月末日	毎月末日	
3 収納額 (平成15年度決算額)	315,811千円	242,310千円	
特別土地保有税			特別土地保有税
1 税率			保有分 1.4% 取得分 3.0%
保有している土地	1.4%	1.4%	
土地の取得	3%	3%	
2 納期	5月(保有分)2.8月(取得分)	5月(保有分)2.8月(取得分)	
3 収納額 (平成15年度決算額)	0円	0円	
都市計画税			都市計画税
1 税率	0.25%	0.3%	税率 0.25%
2 納期	5.7.12.2.月		
3 収納額 (平成15年度決算額)	545,137千円	560,542千円	

参考資料

調整方針に基づく地方税の試算状況（平成15年度決算）

都市計画税

	上福岡市	大井町	合計
現行税率	0.25%	0.3%	
現行調定額	597,075 千円	601,129 千円	1,198,204 千円
収納税額	545,137 千円	560,542 千円	1,105,679 千円



税率を0.25%とした場合の調定額

	上福岡市	大井町	合計
予想調定額	597,075 千円	500,940 千円	1,098,015 千円
増減額	千円	100,189 千円	100,189 千円
増減割合	%	16.7%	8.4%

協議事項

協定項目 8

一般職の職員の身分の取扱い（案）

協議の経緯		
提 案	合併協議会第2回会議	平成16年12月 1日
協 議	合併協議会第2回会議	平成16年12月 1日
確 認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目		8 一般職の職員の身分の取扱い				
調整方針 (案)		<p>上福岡市及び大井町の職員であるものは、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。</p> <p>2 職名等については、人事管理等及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時までに調整し、統一を図る。</p> <p>3 職員の給与等については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。</p>		課題 問題点	<p>一般職の職員は、新設合併の場合、合併の前日に失職するものであるが、合併特例法の規定により、引き続き新市の職員としての身分が保障されている。さらに、同法により、任務や給与、その他の身分の取扱いについても、公正に処理するよう定められている。</p>	
現況		上福岡市		大井町		調整方針
区分		定数	実数	定数	実数	職員数は、新市で職員適正化計画を策定し、適正化に努める。
職員数	市町長部局	3 6 8	3 5 5	2 6 7	2 5 7	
	議会事務局	8	6	5	4	
	教育委員会事務局	1 2 1	8 8	8 2	7 6	
	選挙管理委員会事務局	4	0	4	0	
	監査委員事務局	3	3	4	0	
	公平委員会事務局	2	0	4	0	
	農業委員会事務局	4	0	5	0	
	水道企業の事務部局	2 8	1 7	1 5	1 3	
	合計	5 3 8	4 6 9	3 8 6	3 5 0	
職員 1 人当たりの住民数		1 1 5 人		1 3 5 人		

協定項目	8 一般職の職員の身分の取扱い		
現 況	上福岡市	大井町	調整方針
法定職の配置	保育士 63人 （公立保育所 5か所） 栄養士 3人 保健師 11人 1級建築士 3人 2級建築士 2人 図書館司書 10人 ケアマネージャ 4人	保育士 45人 （公立保育所 4か所） 栄養士 2人 保健師 8人 1級建築士 1人 2級建築士 5人 図書館司書 1人 精神保健福祉士 1人 介護福祉士 1人	
階層及び人数	部長級 13人	部長級 5人	職名等については、人事管理等及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時まで調整し、統一を図る。
	次長級 13人	次長級	
	課長級 28人	課長級 18人	
	補佐級 27人	補佐級 18人	
	係長級 77人	係長級 53人	
	副主査 52人		
	主任・主事・技師等 213人	主任・主事・技師等 217人	
	技能労務職員 46人	技能労務職員 39人	

協定項目		8 一般職の職員の身分の取扱い		
現 況		上福岡市	大井町	調整方針
給料表	一般行政職	8 級制	7 級制	職員の給与等については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。
	技能労務職	4 0 号級まで	4 4 号級まで	
行政職初任給	大学卒	1 級 8 号級 180,900 円	1 級 1 1 号級 185,400 円	
	短大卒	1 級 6 号級 162,100 円	1 級 9 号級 169,600 円	
	高校卒	1 級 4 号級 148,400 円	1 級 7 号級 155,300 円	
	中学卒	1 級 1 号級 134,400 円	1 級 3 号級 135,000 円	

参考資料 8 一般職の職員の身分の取扱い

一般行政職及び技能労務職の年齢別配置状況（H16.4.1）

年齢	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	小計
一般行政職	0	0	0	1	6	12	18	13	20	9	19	11	13	24	11	157
技能労務職	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2	2	1	4	4	5	21
計	0	0	0	1	6	13	19	13	21	11	21	12	17	28	16	178
年齢	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	小計
一般行政職	7	24	17	21	15	9	17	14	23	14	16	18	30	28	35	288
技能労務職	3	5	7	3	3	7	5	1	3	3	2	0	1	1	3	47
計	10	29	24	24	18	16	22	15	26	17	18	18	31	29	38	335
年齢	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	小計		合計
一般行政職	29	43	21	28	24	28	23	21	23	28	12	9	0	289		734
技能労務職	1	1	2	2	0	3	1	2	2	0	0	3	0	17		85
計	30	44	23	30	24	31	24	23	25	28	12	12	0	306		819

平均年齢 全体 41.148歳
 一般行政職 41.379歳
 技能労務職 39.153歳

18～30歳	134人
31～40歳	202人
41～50歳	274人
51～60歳	209人
計	819人

協議事項

協定項目 1 1

財産及び公の施設の取扱い（案）

協議の経緯		
提 案	合併協議会第2回会議	平成16年12月 1日
協 議	合併協議会第2回会議	平成16年12月 1日
確 認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目		1 1 財産及び公の施設の取扱い						
調整方針 (案)		上福岡市及び大井町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。		課題 問題点	関係市町が持っていた財産は、すべて新市に引き継ぐことが原則的な考えであり、公の施設についても、引き続き新市の公の施設として設置していくことを基本的な考え方とする。			
現況		上福岡市			大井町			
財産		施設数	土地 (㎡)	建物 (㎡)	施設数	土地 (㎡)	建物 (㎡)	
行政財産	公有	92	283,964	103,987	103	311,066	79,178	
	借用		96,431	0		0	0	
	公用施設	公有	6	23,919	13,606	17	26,521	6,411
		借用		443	0		0	0
	公共用施設	公有	86	260,045	90,381	86	284,545	72,767
		借用		95,988	0		0	0
普通財産	未利用	85	44,303	6,746	2	2,538	1,361	
	貸付	23	2,933	393	23	26,094	1,502	
庁用自動車		公有	借用	計	公有	借用	計	
	乗用車		23	公有 6	24		公有 75	
	貨物	2	37		37			
	電気自動車	1		1				
	自家用乗合バス		2	借用 62	5			
	特殊用法	3			8			
	その他							

行政財産
・ 公用施設：市町村庁舎、出張所、消防施設、ごみ処理施設（共通）
（他：保健センター、遊水池、貯水槽用地、防災用地、一般廃棄物処理場、資材置き場、文化財貯蔵室、公園管理棟、浄水場、土木下水道施設等）
・ 公共用施設：小学校、中学校、保育所（園）（共通）
（他：養護学校、都市産業センター、児童館、老人福祉施設、ゲートボール場、地域支援センター、デイサービス、在宅介護支援センター、公園、下水道管理用地、学校給食センター、文化財施設、資料館、公民館、記念館、図書館、体育館、児童センター、集会所等）
普通財産・・・行政財産以外は一切の公有財産

協定項目	1 1 財産及び公の施設の取扱い			
現況	上福岡市		大井町	
証券	種別	名称	種別	名称
	株式	川越総合卸売市場(株)	株式	川越総合卸売市場(株)
	株式	(株)テレビ埼玉		
	合計金額	346,800千円	合計金額	70,400千円
出資による権利	埼玉県信用保証協会 埼玉県労働者信用基金協会 埼玉県農林公社 埼玉県農業信用基金協会 人間東部福祉会 上福岡市土地開発公社 上福岡市運動公園管理公社 埼玉県勤労者福祉センター		埼玉県信用保証協会 埼玉県労働者信用基金協会 埼玉農林公社 埼玉農業信用基金協会 人間東部福祉会 大井町土地開発公社 埼玉県労働金庫 埼玉県下水道公社 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター 埼玉りそな銀行他5行 いるま野農業協同組合	
	合計金額	18,779千円	合計金額	140,901千円

協定項目	1 1 財産及び公の施設の取扱い			
現 況	上福岡市		大井町	
基 金	財政調整基金 公有地取得基金 コスモス福祉基金 公共施設整備基金 市街地再開発基金 ふるさとづくり基金 減債基金 地域福祉基金 国際化推進基金 森ダム基金 ごみ処理施設整備基金 保険給付費支払基金 介護保険給付費等準備基金		財政調整基金 公共施設等整備基金 地域福祉基金 社会教育施設建設基金 ふるさとの緑の基金 保険給付費支払基金 公共下水道施設建設基金 リサイクル基金 減債基金 高額療養費資金貸付基金 高等学校等入学資金貸付基金 国民健康保険出産費資金貸付基金 介護保険給付費等準備基金	
	合計金額	5,494,887千円	合計金額	3,295,628千円
債 務	地方債等	10,481,350千円	地方債等	6,629,541千円
	債務負担行為に基づく平成14年度以降の支出予定額			
	5,798,085千円		3,006,092千円	

協定項目		1 1 財産及び公の施設の取扱い		
現況		上福岡市	大井町	
主な 公共 施設	会館	勤労福祉センター コミュニティセンター 市民交流プラザ コスモスホール	旭ふれあいセンター 産業文化センター 総合福祉センター	
	公民館	上福岡公民館 西公民館	中央公民館 大井分館他17館	
	図書館	市民図書館	図書館	
	資料館	歴史民俗資料館 福岡河岸記念館	郷土資料館	
	体育館	駒林体育館	総合体育館	
	プール	市民プール	町民プール	
	給食センター	学校給食共同調理場	学校給食センター	

参考資料

財産及び公の施設の取扱い

地方自治法における財産及び公の施設の取扱い

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届けなければならない。

2及び3 略

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係ある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(財産の管理及び処分)

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

廃置分合に伴う財産処分に関する協議(地方自治法第7条関係)

(議案例)

議案第 号

上福岡市及び入間郡大井町の廃置分合に伴う

財産処分に関する協議について

平成 年 月××日から上福岡市及び入間郡大井町を廃し、その区域をもって新たに「市」を設置することに伴う財産処分を地方自治法第7条第4項の規定により、別紙のとおり市(町)と協議を定めることについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

上福岡市及び入間郡大井町の廃置分合に伴う

財産処分に関する協議について

平成 年 月××日から上福岡市及び入間郡大井町を廃し、その区域をもって新たに「市」を設置することに伴う財産処分について、地方自治法第7条第4項の規定により、次のとおり定めるものとする。

記

1 上福岡市の財産は、すべて「市」に帰属させる。

2 入間郡大井町の財産は、すべて「市」に帰属させる。

平成 年 月 日

上福岡市長

大井町長

協議事項

協定項目 12

特別職の職員の身分の取扱い（案）

協議の経緯		
提案	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
協議	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
確認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目		1 2 特別職の職員の身分の取扱い			
調整方針 (案)		<p>特別職の職員の身分については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 新市の市長については、法の定めるところにより、合併から50日以内に選挙を行う。その間は職務執行者を置く。</p> <p>2 特別職(常勤)及び行政委員会委員等については、すべて失職し、新市の長が新たに選任する。ただし、選挙管理委員会、教育委員会、固定資産評価審査委員会については、市長職務執行者が暫定委員会を設置するものとする。</p> <p>3 その他、法令等に定めのない、給与や報酬、定数等については、1市1町の長が別に協議して定める。</p>		課題 問題点	<p>新設合併の場合、合併の日の前日に、特別職の職員はすべて失職することとなる。しかし、地方自治法等の定めにより、市長の職務執行者、暫定予算、暫定条例、暫定行政委員会などの設置が認められている。</p>
現況		上福岡市		大井町	
任期	市・町長	平成13年 3月12日 平成17年 3月11日	平成13年10月24日 平成17年10月23日		
	助 役	平成16年 4月 1日 平成20年 3月31日	平成14年 4月 2日 平成18年 4月 1日		
	収入役	平成15年 7月 1日 平成19年 6月30日	平成15年 4月 1日 平成19年 3月31日		
	教育長	平成13年 7月12日 平成17年 7月11日	平成14年10月 1日 平成18年 9月30日		
給与	市・町長	793,630 円	707,400 円		
	助 役	679,872 円	640,300 円		
	収入役	643,968 円	613,700 円		
	教育長	643,968 円	613,700 円		

協定項目		12 特別職の職員の身分の取扱い				
現況		上福岡市		大井町		
行政委員会	教育委員会委員	任期	平成12年12月～平成16年12月		平成14年10月～平成18年9月	
		職名	報酬月額(円)	人数	報酬月額(円)	人数
		委員長	53,400	1	30,000	1
		委員長職務代理	41,000	1	20,000	1
		委員	41,000	3	19,000	3
	監査委員	任期	平成15年10月～平成19年10月		平成13年5月～平成17年5月	
		職名	報酬月額(円)	人数	報酬月額(円)	人数
		識見を有する者	54,500	1	55,000	1
		議会選出	37,200	1	35,000	1
	選挙管理委員会	任期	平成12年12月～平成16年12月		平成16年9月～平成20年9月	
		職名	報酬月額(円)	人数	報酬月額(円)	人数
		委員長	36,100	1	20,000	1
		委員長職務代理				
		委員	27,500	3	18,000	3

協定項目		1 2 特別職の職員の身分の取扱い				
現 況		上福岡市		大井町		
行政委員会	公平委員会委員	任 期	平成15年 5月～平成19年 5月		平成14年 4月～平成18年 3月	
		職 名	報酬月額(円)	人数	報酬月額(円)	人数
		委員長	8,400	1	8,000	1
		委員長職務代理				
		委 員	6,800	2	7,000	2
	農業委員会委員	任 期	平成14年 7月～平成17年 7月		平成14年 7月～平成17年 7月	
		職 名	報酬月額(円)	人数	報酬月額(円)	人数
		会 長	36,100	1	25,000	1
		委員長職務代理	27,500	1	20,000	1
		委 員	27,500	14	19,000	13
	固定資産評価審査委員会委員	任 期	平成13年12月～平成16年12月		平成15年10月～平成18年 9月	
		職 名	報酬月額(円)	人数	報酬月額(円)	人数
		委員長	8,400	1	8,000	1
		職務代理				
		委 員	6,800	2	7,000	2

参考資料

特別職の職員の身分の取扱い

新設合併の場合は、首長、助役、収入役、教育長はじめ、各市町で設置している行政委員会や審議会の委員等もすべて失職することとなる。そこで、各特別職の身分の取扱いと合併時の暫定執行について整理する。

1 首長、助役、収入役の取扱い

首 長

通常は新たな首長が選出されるまでの間は、首長の職務執行者が設置されることとなるので、合併関係市町の長から、いったん新市の首長の職務執行者へ事務の引き継ぎが行われ、新市の長が選出された段階で当該職務執行者から新市の長へ事務を引き継ぐこととなる。

なお、合併関係市町の長から新市の首長の職務執行者への引き継ぎ期間は、合併関係市町の長の退職の日から20日以内であり、新市の首長の職務執行者は、新市長に引き継ぐことができるようになったときは、直ちにこれを新市長に引き継がなければならない。(地方自治法施行令第122条の2、第130条)

助 役

助役の選任は首長の職務執行者の権限外と解されていることから、助役は新市の首長が選出され、かつ議会が正式に発足してから議会の同意を得て選任されることとなる。このため、合併関係市町の長から委任された事務の引き継ぎがある場合については、新市の首長の職務執行者へ引き継ぎを行うこととなる。

この場合、当該助役は、退職の日から10日以内にその担任する事務を新市の首長の職務執行者に引き継ぎ、新市の首長の職務執行者は、新市の助役に引き継ぐことができるようになったときは、直ちにこれを新市の助役に引き継がなければならない。(地方自治法施行令第124条、第127条、第130条)

収入役

助役と同様に、収入役についても新市の長が議会の同意を得て選任されることとなることから、合併関係市町の収入役から、いったん新市の収入役職務代理者へ引き継ぎを行い、正規の収入役が選任された段階で、当該職務代理者が収入役へ引き継ぐこととなる。

このため、首長の職務執行者は、新市発足と同時に収入役職務代理者を選任することが必要となる。引継事務を円滑に行うためにも、協議会において、あらかじめ収入役の職務代理者の選任について合併関係市町の中での意思統一を

図っておくことが適当である。

なお、合併関係市町の収入役から新市の収入役の職務代理者への引継期間は、合併関係市町の収入役の退職の日から10日以内であり、新市の収入役の職務執行代理者は、新市の収入役に引き継ぐことができるようになったときは、直ちにこれを新市の収入役に引き継がなければならない。(地方自治法施行令第124条、第130条)

2 新市の長の職務の暫定執行

市長職務執行者の選任

合併関係市町の首長は、合併の日の前日に失職することから、合併当日から首長が選出される日まで新市では首長が不在となる。この間の新市の行政運営に支障を来すことがないように、新市の首長が選出されるまでの間の首長の職務執行者を合併関係市町の首長の中から選定する必要がある。(地方自治法施行令第1条の2)

合併後の新市の行政運営を円滑に行うためにも、合併関係市町の首長が集まり、あらかじめ新市の首長の職務執行者を選任するための協議を行い、合併の期日までに首長の職務執行者を選定することが適当である。

市長職務執行者の職務の暫定執行

首長の職務執行者は、首長の職務権限の執行とともに、条例及び規則の施行や暫定予算の調整及び執行等が可能となるが、その職はあくまでも暫定にすぎないので、執行に当たっては、必要最小限度の職務のみと考えるべきである。

また、職務執行者となったものが現職のまま新市の首長選挙や議会議員選挙に立候補することはできず、辞職することとなる。なお、その際に職務執行者は職務を代理すべき吏員をあらかじめ指定することが必要である。(地方自治法第152条)

なお、首長が選出されるまでの間を適宜区切って、関係者が職務執行者を交代するようなことは、職務の執行等について無用の混乱を引き起こす原因となるため、職務執行者の交代制はできないものと解される。

また、首長の職務執行者は、職員の任命を行うことができると考えられるが、助役及び収入役の選任については、首長の身分や資格を要件として付与された職務権限と考えられることから、首長の職務執行者が行うものではなく、新市の首長が選出され、議会が正式に発足した段階で、当該首長が議会の同意を得て選任することが適当である。

3 暫定予算

新市の首長及び議会議員が選出されるまでの間(約2か月間)は、首長の職務執行者は必要な収支について議会の議決を経ずとも暫定予算を調整し、執行する

ことができるところが特徴である（地方自治法施行令第2条）。ただし、暫定予算に計上できる費用は何でもよいというわけではなく、一般的には、

ア 長及び議員の選挙費

イ 長及び議員が就任するまでの新市の義務的経費（人件費、事務費、扶助費、公債費）すでに契約が成立した経費、投資的経費で緊急やむを得ないもの

ウ 最小限度の庁舎その他の財産又は公の施設維持管理費

等に限定されるべきものであり、政策面に属する事業費等には計上すべきでないと考えられている。

4 暫定条例及び規則

新設合併の場合は、合併関係市町はすべて消滅することとなるため、それぞれの市町における条例及び規則も失効する。このため、首長の職務執行者は、必要な事項について、新市の条例及び規則が制定、施行されるまでの間、従来市町において施行されていた条例、規則を暫定的に新市の条例、規則として引き続き施行することができる。（地方自治法施行令第3条）

例えば、A市とB町の合併によりC市が新設された場合には、旧A市又はB町の条例をC市の全区域に施行することもできるし、また、旧A市及び旧B町の条例をそれぞれ旧A市及び旧B町の区域に施行することもできると解されている。

また、新市の議会が未だ成立せず、必要と認められる場合は、首長の職務執行者は専決処分により新しい条例を制定し、長の権限に属する事項について規則を制定、施行することが可能と考えられている。

合併協議会において、あらかじめ暫定的に適用する条例、規則や首長の職務執行者が専決処分による条例制定について、合併関係市町全体の意思統一を図り、新市発足時に事務処理が滞ることのないようにする必要がある。

なお、首長の職務執行者が引き続き施行することとした条例又は規則は、当該職務執行者の任期に関わりなく、新たな条例又は規則が制定、施行されるまでの間、引き続いて存続するものと解されている。

【例】

さいたま市

新市発足と同時に必要な284件の条例・規程を市長職務執行者が専決処分をした。

5 暫定選挙管理委員会

選挙管理委員の互選

新市の発足により首長及び議会の議員の選挙が急務となるが、同時に合併関係市町に設置されていた従来の選挙管理委員会の委員は全員失職している。このため、新市の議会において正規の選挙管理委員が選出されるまでの間、従来の合併関係市町の選挙管理委員であった者の互選により定めた者が、暫定的に

選挙管理委員会の職務を行うこととされている。(地方自治法施行令第4条)

地方公共団体の選挙管理委員会は、地方自治法第181条の規定により、4人の委員をもって組織されることとなっている。したがって、暫定の選挙管理委員会についても合併関係市町の選挙管理委員であった者の互選により4人が選出されることとなる。

選挙管理委員の補充員の選任

新設合併の場合は、暫定の選挙管理委員会の委員たる資格を有する者(互選の対象となる者)は、通常は合併関係市町の数に応じて存在すると考えられる。例えば、A市とB町が合併してC市が発足した場合、各々の市町で定数どおりの選挙管理委員が存在していれば、C市における暫定の選挙管理委員の候補者は8人となる。

しかしながら、A市又はB町の選挙管理委員であっても、合併後のC市に自己の住所を置かない者の存在等、暫定の選挙管理委員となる者の定数が満たされない場合も考えられる。このような場合、首長の職務執行者は合併関係市町村の選挙管理委員の補充員であった者の中から選任して、暫定の選挙管理委員に充てることとしている。

6 暫定教育委員会

新市の設置があった場合に置いては、市長職務執行者が、従来の合併関係市町の教育委員会の委員であった者で、新市の設置に伴い委員の職を失うこととなった者のうちから、新議会の会期の末日までを在任期間として、臨時に選任するものとする。ただし、選任可能な者の数が定数に満たないときは、その不足する数の委員を新市の長の被選挙権を有する者のうちから選任することとなる。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条第1項)

この場合、最初に招集すべき教育委員会の会議は、市長職務執行者が招集する。(同条第3項)

7 暫定固定資産評価審査委員会

新市の設置があった場合においては、新市長が選挙されるまでの間、市長職務執行者が、従来の合併関係市町の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任した者をもって、固定資産評価審査委員会の委員に充てることことができる。(地方税法第423条第8項)

また、新市長は、新議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間、従来の合併関係市町の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任した者をもって固定資産評価審査委員会の委員に充てることことができる。(同条第9項)

協議事項

協定項目 13

条例・規則の取扱い（案）

協議の経緯		
提案	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
協議	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
確認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	13 条例・規則の取扱い												
調整方針 (案)	条例、規則については、各調整項目の調整方針に基づき統一し、新市における事務事業に支障を来さないよう、整備するものとする。						課題 問題点		暫定施行する条例・規則と、専決処分する条例・規則について整理する。				
現況	上福岡市						大井町						条例・ 規則数
種別	条例	規則	告示	訓令	規程等	計	条例	規則	告示	訓令	規程等	計	
市町の長が 所管	176	182	162	106	51	677	138	117	58	24	8	345	613
議会が所管		3	5		1	9		2	1	4	3	10	5
教育委員会 が所管		44	14	42	8	108		39		14	4	57	83
選挙管理委 員会が所管			7		4	11			6	1	2	9	
監査委員が 所管			2	4	2	8			3	1		4	
公平委員会 が所管		9	2			11		11		2		13	20
農業委員会 が所管		2	4	3		9		3	4		3	10	5
固定資産評 価審査委員 会が所管				2	1	3			1			1	
水道企業管 理者が所管			3	2	14	19					12	12	

参考資料

条例・規則の取扱い

新設合併の場合は、合併関係市町村の条例、規則その他の規程は、すべて失効することとなる。

このため、新市になった場合、条例や規則が施行されるまでの間、従来その地域に施行されていた条例や規則等を新市の条例、規則等として当該地域に引き続き施行（暫定施行）することができるほか、必要に応じて新市の長の職務執行者が専決処分によって条例を制定するなどして、新市の発足の日の事務処理に不都合のないようにしておく必要がある。

1 暫定施行する条例

新市の発足後も引き続き旧市町の条例を施行させる条例

条例名は類似しているが、旧市町の制度に差異があり、新市の発足の日において統合が困難なため、統合案を決定し、議会に提案する予定のもの。

いずれかの市町のみのものであり、新市において全域に適用させるのかの政策的な判断を要するもの。

新たに適用させるものはないが、既に適用されていたものを整理する間施行するもの。

2 専決処分する条例

新市の制度として専決処分する条例

法定により必ず設置するもの若しくは制定が必要なもの、又はこれらに準ずるもので、市政執行上空白期間の許されないもの。

新市の組織及びその運営又は職員等の勤務条件に関するもの。

住民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課すため、空白期間の許されないもの。

公の施設等の設置・管理に関するもの。

すべての市町が同様の施設を持つ事務事業に関するもので、統合する必要があるもの。

合併協議会で協議が済んでいるもの。

(参考)

さいたま市で専決処分した条例

さいたま市役所の位置に関する条例ほか 283 件の条例制定。

平成13年5月1日

平成13年5月15日提出

種 別	新市の例規名	
全 般	さいたま市役所の位置に関する条例	
	休日を守る条例	
	公告式条例	
議 会	議会定例会条例	
	議会政務調査費の交付に関する条例	
	議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例	
	選挙ポスター掲示場条例	
	選挙公報発行条例	
委 員 会	公平委員会設置条例	
	監査委員条例	
	農業委員会の委員の定数等に関する条例	
	固定資産評価審査委員会条例	
行 政	行政組織条例	
	総合行政センター条例	
	支所及び出張所条例	
	統計調査条例	
	情報公開条例	
	個人情報保護条例	
	情報公開・個人情報保護審査会条例	
	情報公開・個人情報保護審議会条例	
	政治倫理の確立のためのさいたま市長の資産等の公開に関する条例	
	行政手続条例	
	職 員 等	職員定数条例
		職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
		職員の定年等に関する条例
職員の懲戒の手続及び効果に関する条例		
職員のサービスの宣誓に関する条例		
職員の服務に専念する義務の特例に関する条例		
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例		
職員の育児休業等に関する条例		
職員互助会条例		
職員公務災害見舞金支給条例		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例		

	職員団体の登録に関する条例
	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
	議会の議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
	証人等の実費弁償に関する条例
	特別職報酬等審議会条例
	特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例
	市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例
	職員の給与に関する条例
	技能職員の給与の種類及び基準に関する条例
	職員の特殊勤務手当に関する条例
	職員等の旅費に関する条例
	職員退職者手当条例
	恩給条例
財 務	議会の議決に伏すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
	財政状況の公表に関する条例
	各種特別会計条例
	市税条例
	特別土地保有税審議会条例
	各種事務手数料条例
	証紙条例
	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
	財産評価委員会条例
	行政財産の使用料に関する条例
	表彰基金条例
	職員退職手当基金条例
	財政調整基金条例
	各種基金条例
教 育	教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
	教育職員の育児休業等に関する条例
	教育委員会教育長の給与等に関する条例
	教育職員の給与等に関する条例
	教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
	私立の高等学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
	市立学校設置条例
	市立小・中学校通学区域審議会条例
	就学指導委員条例

	高等学校授業料徴収条例
	市立幼児教育センター及び付属幼稚園条例
	学校災害救済給付金条例
	入学準備金・奨学金貸付条例
	市立教育研究所条例
	市立学校給食センター条例
	社会教育委員設置条例
	図書館条例
	ほか各種施設条例
民 生	心身障害者福祉手当支給条例
	心身障害者医療費支給条例
	難病患者見舞金支給条例
	難病患者手術見舞金支給条例
	ホームヘルプサービス手数料条例
	訪問入浴サービス手数料条例
	障害者の利用に係る公の施設使用料減免条例
	母子生活支援施設条例
	保育所条例
	保育の実施に関する条例
	児童センター条例
	放課後児童クラブ条例
	乳幼児医療費支給条例
	ひとり親家庭等医療費支給条例
	児童災害見舞金支給条例
	助産の実施に関する条例
	同和対策審議会条例
	隣保館条例
	国民健康保険条例
	介護保険条例
環 境	環境基本条例
	空き地の環境保全に関する条例
	空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する上映
	保健センター条例
	墓地、埋葬等に関する法律施行条例
	斎場及び火葬場条例
	廃棄物の処理及び再利用に関する条例
	清掃センター条例
	衛生センター条例

自 治	市立病院事業の設置等に関する条例
	印鑑条例
	認可地縁団体印鑑条例
	防災会議条例
	災害対策本部条例
	防災センター条例
	自転車等放置防止条例
	違法駐車等防止条例
	各種自転車等駐車場条例
	コミュニティ施設条例
	各種施設条例
都市計画	都市計画審議会条例
	地区計画等案作成手続条例
	美しいまちづくり景観条例
	都市公園条例
	地域プール条例
	みどりの条例
	各区画整理事業施行規程
	道路占用料徴収条例
	建築審査会条例
	各種建築条例
	下水道条例
	下水道事業審議会条例
	都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
	水道事業の設置等に関する条例
	水道事業審議会条例
	水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
	給水条例
	消防本部及び消防署の設置等に関する条例
	火災予防条例
	消防団条例
	消防団員等公務災害補償条例
	消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

協議事項

協定項目 15

一部事務組合の取扱い（案）

協議の経緯		
提案	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
協議	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
確認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	1 5 一部事務組合等の取扱い		
調整方針 (案)	<p>一部事務組合等については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 入間東部地区衛生組合、入間東部地区消防組合、埼玉県市町村消防災害補償組合、埼玉県市町村退職手当組合及び埼玉県市町村交通災害共済組合は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に、当該組合に加入する。</p> <p>2 彩の国さいたま人づくり連合及び埼玉県西部第一広域行政推進協議会は、合併の日の前日をもって当該広域連合及び協議会を脱退し、新市において合併の日に、当該広域連合及び協議会に加入する。</p> <p>3 上福岡市土地開発公社及び大井町土地開発公社は、合併時に再編する。</p> <p>4 財団法人上福岡市運動公園施設管理公社は、新市に引き継ぐものとする。</p>	課 題 問題点	合併により、各市町の法人格が消滅するので、組合等の脱退及び加入等の手続きが必要となる。

協定項目	1 5 一部事務組合等の取扱い				
現 況	名称	構成市町村	設立等年月日	内容	
一部事務組合	人間東部地区 衛生組合	上福岡市、大井町、 富士見市、三芳町	昭和40年 4月21日	1 し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及 び処理に関する事務 2 火葬場及び斎場の設置及び管理に関 する事務	
	人間東部地区 消防組合	上福岡市、大井町、 富士見市、三芳町	昭和45年 11月1日	1 消防に関する事務 2 知事の権限に属する事務処理の特例 に関する条例により、組合市町が処理 することとされた事務のうち、次にあ げるもの ア 火薬類取締法及び火薬類取締法施行 規則に基づく事務 イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律に基づく事務 ウ 高圧ガス保安法に基づく事務	
	埼玉県市町村 消防災害補償 組合	83市町村	昭和28年 1月1日	消防組織法第15条の7の規定による 非常勤消防団員に係る損害補償、消防法 第36条の3の規定による消防作業に従 事した者又は救急業務に協力した者等に 係る損害補償に関する事務	
	埼玉県市町村 職員退職手当 組合	84市町村	昭和37年 12月1日	常勤の職員に対する退職手当に関する 事務	
	埼玉県市町村 交通災害共済 組合	65市町村	昭和44年 4月1日	構成団体の住民に対する交通災害共済 に関する事務	

協定項目	1 5 一部事務組合等の取扱い				
現 況	名称	構成	設立等年月日	内容	
広域連合	彩の国さいたま人づくり広域連合	埼玉県、90市町村	平成11年 5月14日	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の人材開発事業に関する事。 2 職員の人事交流事業に関する事。 3 職員の人材確保事業に関する事。 4 人材開発、確保等に関する調査研究に関する事。 5 広域計画の期間及び改定に関する事。 	
協議会	埼玉県西部第一広域行政推進協議会	川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、上福岡市、大井町、三芳町	昭和56年 9月29日	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域行政計画の策定及び推進に関する事。 2 広域的行政に係る事務の連絡調整に関する事。 3 前2号に掲げるものを除くほか、協議会の設置目的達成のために必要な事項に関する事。 	

協定項目		15 一部事務組合等の取扱い				
現況		上福岡市		大井町		
土地 開 発 公 社	名 称	上福岡市土地開発公社		大井町土地開発公社		
	役員数	理事	10人	理事	9人	
		監事	2人	監事	2人	
	基本財産の額(千円)	2,000		5,000		
財産目録 (千円)	1	流動資産	2,810,912	1	流動資産	2,127,048
	2	固定資産	21	2	固定資産	0
		資産合計	2,810,933		資産合計	2,127,048
	3	流動負債	3,620	3	流動負債	0
4	固定負債	2,800,731	4	固定負債	2,120,794	
		負債合計	2,804,351		負債合計	2,120,794
現況		上福岡市				
財 団 法 人	名 称	財団法人 上福岡市運動公園施設管理公社				
	役員数	理事	9人			
		監事	2人			
	基本財産の額(千円)	10,000				
事業内容	1	運動公園施設の管理運営の受託事業				
	2	都市公園事業に対する後援事業等				
	1	流動資産	2,582			
	2	固定資産	10,430			
	資産合計	13,012				
3	流動負債	158				
4	固定負債	0				
	負債合計	158				

参考資料

一部事務組合等に関する法令

【地方自治法】

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
以下略

4～6 略

（協議会の組織の変更及び廃止）

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3～5 略

6 （役場事務組合の規定）

（解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理す

る事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものについては都道府県知事の許可を受けなければならない。(以下略)

2～8 略

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

【公有地の拡大の推進に関する法律】

(設立)

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあつては、主務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(定款)

第14条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

目的

名称

設立団体

事務所の所在地

役員の定数、任期その他役員に関する事項

業務の範囲及びその執行に関する事項

基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

公告の方法

解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

2 定款の変更は、設立団体の議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。

協議事項

協定項目 16

使用料、手数料の取扱い（案）

協議の経緯		
提案	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
協議	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
確認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	16 使用料、手数料の取扱い		
調整方針 (案)	<p>使用料、手数料については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 税務関係各種証明、住民票の写しの交付、印鑑証明、戸籍の謄・抄本の交付等に係る事務手数料は、1市1町で違いがないので、現行のとおりとする。 2 社会教育・社会体育施設の使用料については、当面現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。ただし、減免等の制度に差異があるものは、合併時に統一する。 3 文化・コミュニティ施設及び福祉施設の使用料は、当面現行のとおりとし、新市において類似する施設の料金や減免基準等について、随時調整を図る。 4 道路占用料は、上福岡市の例によるものとする。 	課題 問題点	<p>使用料、手数料について、それぞれ違いがあり、減免制度等についても差がみられる。また、施設の設置時期や規模による影響も見受けられる。</p>

協定項目		16 使用料・手数料の取扱い				
現況		上福岡市		大井町		
手数料	各種事務手数料	手数料を徴収する事務	金額 / 単位	手数料を徴収する事務	金額 / 単位	
		1	税務関係各種証明及び公図、名寄帳、土地台帳又は家屋台帳の閲覧	150円 / 件	税務関係各種証明及び公図、名寄帳、土地台帳又は家屋台帳の閲覧	150円 / 件
		2	固定資産税証明 (3筆又は3棟を超える場合、1筆又は1棟増すごとに20円を加算)	150円 / 3筆又は3棟まで	固定資産税証明	150円 / 件
		3	住宅用家屋の証明	1,300円 / 件	住宅用家屋の証明	1,300円 / 件
		4	住民基本台帳の閲覧及び住民票(除票を含む)の写しの交付・外国人登録済の証明・印鑑登録証明その他の各種証明	150円 / 件	住民基本台帳の閲覧及び住民票(除票を含む)の写しの交付・外国人登録済の証明・印鑑登録証明その他の各種証明	150円 / 件
		5	住民基本台帳カードの交付	500円 / 件	住民基本台帳カードの交付	500円 / 件
		6	戸籍の謄本又は抄本の交付	450円 / 通	戸籍の謄本又は抄本の交付	450円 / 通
		7	自動車の臨時運行の許可	750円 / 車両	自動車の臨時運行の許可	750円 / 車両
		8	認可地縁団体印鑑登録証明	150円 / 件	認可地縁団体印鑑登録証明	150円 / 件
		9	鳥獣飼養許可証の交付、再交付又は更新	3,400円 / 件	鳥獣飼養許可証の交付、再交付又は更新	3,400円 / 件

協定項目		16 使用料・手数料の取扱い						
現況		上福岡市		大井町				
手数料	各種事務手数料		手数料を徴収する事務	金額 / 単位	手数料を徴収する事務	金額 / 単位		
		10	土木関係各種証明	150円 / 件	土木関係各種証明	150円 / 件		
		11	電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告(はり紙及びはり札を除く。)	350円 / 個	電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告(はり紙及びはり札を除く。)	350円 / 個		
		12	はり紙	350円 / 50枚	はり紙	350円 / 50枚		
		13	建築確認	床面積の合計が30㎡以内のもの	5,000円 / 件	建築確認	床面積の合計が30㎡以内のもの	5,000円 / 件
				床面積の合計が30㎡を超え100㎡のもの	9,000円 / 件		床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内のもの	9,000円 / 件
				床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの	14,000円 / 件		床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの	14,000円 / 件
		14	犬の登録	3,000円 / 頭	犬の登録	3,000円 / 頭		
			鑑札再交付手数料	1,600円 / 頭	鑑札再交付手数料	900円 / 頭		
		15	狂犬病予防注射済票交付	550円 / 枚	狂犬病予防注射済票交付	550円 / 枚		
			狂犬病予防注射済票再交付	340円 / 枚	狂犬病予防注射済票再交付	340円 / 枚		

協定項目		1 6 使用料・手数料の取扱い							
現況		上福岡市			大井町				
手数料	各種事務手数料	手数料を徴収する事務		金額 / 単位	手数料を徴収する事務		金額 / 単位		
		1 6	ホームヘルプサービス	生計維持者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯（生活保護世帯を除く。）	200円 / 時間	ホームヘルプ利用世帯	高齢者世帯	生活保護世帯以外の世帯	200円 / 時間
				生計維持者の前年所得税課税年額が、140,001円以上の世帯	850円 / 時間		重度の身体障害者・知的障害者の世帯	生計中心者の前年の所得税が非課税世帯	無料
					生計中心者の前年の所得税が課税世帯	200円 / 時間			

協定項目		16 使用料・手数料の取扱い																		
現況	上福岡市						大井町													
	コミュニティセンター						産業文化センター													
	使用区分		昼間			夜間			使用区分		昼間			夜間						
			午前	午後		午前	午後				午前	午後		午前	午後					
			8:30~12:00	12:00~17:00	18:00~22:00			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30			5,000	7,000	10,000					
	会議室	通常使用	無料			無料			多目的	平日	全日の場合...無料			全日の場合...20,000						
			300			400					500			6,000			9,000			12,000
		全日の場合...700			全日の場合...24,000			土日		全日の場合...24,000										
	市民交流プラザ						旭ふれあいセンター													
	使用区分		昼間			夜間			使用区分		昼間			夜間						
			午前	午後		午前	午後				午前	午後		午前	午後					
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:30			300	400	500					
	多目的ホール		2,200	3,000	2,600			ギャラリー		2,500	4,000	5,000	全日の場合...10,000							
	展示ルーム		1,400	1,900	1,700			第1会議室		500	700	1,000	全日の場合...2,000							
	A会議室		600	800	700			第2会議室		1,000	1,500	2,000	全日の場合...4,000							
	音楽練習室		900	1,200	1,100			控室		200	300	500	全日の場合...2,000							
	軽体操室		1,100	1,500	1,300			使用区分		旭ふれあいセンター										
	コスモスホール						旭ふれあいセンター													
			900	1,200	1,100			使用区分		午前			午後			夜間				
			全日 9:00~21:30					研修室1,2		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:30			300	400	500			
勤労福祉センター						旭ふれあいセンター														
使用区分		午前	午後	夜間			和室		200	300	400	全日の場合...								
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00			会議室		300	400	500	全日の場合...								
ホール	平日	9,000			16,000			22,000												
		全日の場合...45,000			全日の場合...59,000															
	土日・休日	12,000			21,000			29,000												
全日の場合...59,000																				
レクリエーション室		300			400			500												
		全日の場合...1,200																		

協定項目		16 使用料・手数料の取扱い												
現況	上福岡市					大井町								
	施設名等	午前	午後	全日	夜間	施設名等	午前	午後	全日	夜間				
社会教育施設の使用料(円)	名称	使用区分	8:30~ 12:00	13:00~ 17:00	8:30~ 17:00	18:00~ 22:00	名称	使用区分	9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	9:00~ 22:00	18:00~ 22:00		
	上福岡公民館	ホール 1	300	400	700	500	中央公民館	ホール	平日	10,500	13,600	37,500	17,600	
		和室 2	150	250	400	300			土日	13,600	17,600	48,600	22,800	
		実習室	400	500	900	600		楽 屋	和室	平日	1,200	1,500	4,100	1,900
		音楽室	300	400	700	500				土日	1,500	1,900	5,200	2,400
		学習室	300	400	700	500		洋室	平日	1,200	1,500	4,100	1,900	
	西公民館	ホール	700	900	1,600	1,100			土日	1,500	1,900	5,200	2,400	
		ステージ	600	700	1,300	800		リハ サル室	平日	1,500	1,900	5,200	2,400	
		和室	300	400	700	500			土日	1,900	2,400	6,600	3,100	
		美術 工芸室	500	600	1,100	700		和室	1,000	1,300	3,500	1,600		
		調理室	500	700	1,200	800		手工芸室	700	900	2,400	1,100		
		視聴覚室	400	500	900	600	視聴覚室	2,400	3,100	8,500	4,000			
		集会室	500	700	1,200	800	調理実習室	1,000	1,300	3,500	1,600			
		学習室	200	300	500	400	美術室	700	900	2,400	1,100			
	ギャラリー	200	300	500	400	大会議室	1,700	2,200	6,000	2,800				
	南部分館	洋室	150	150	300	150	会議室 1, 2	700	900	2,400	1,100			
		第1和室	150	150	300	150	研修室 1	1,000	1,300	3,500	1,600			
		第2和室	150	150	300	150	研修室 2	700	900	2,400	1,100			
	1 ホールは第1ホール、第2ホールがあります 2 和室は第1和室、第2和室、第3和室があります (上福岡市)						1 ホールの使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料 ア 入場料が1000円未満のとき 100分の50 イ 入場料が1000円以上のとき 100分の100 2 準備や練習のためホールを使用する場合の使用料 規定使用料の100分の50							

協定項目		16 使用料・手数料の取扱い																																														
現況	上福岡市					大井町																																										
	駒林体育館					総合体育館																																										
	施設名	利用区分	使用料(円)				種別	利用区分	使用料(円)																																							
			午前	午後	夜間	午前			午後	夜間																																						
			9:00 ~ 12:00	12:00 ~ 15:00	15:00 ~ 18:00	18:00 ~ 21:30			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00																																					
	体育室	一般	600	600	600	700	アマチュアの体育・レクリエーションで専用する場合	平日	4,500	5,800	7,500																																					
		学生	全日の場合...1,800					平日	全日の場合...16,000																																							
		児童	300	300	300	350		土日	5,800	7,500	9,700																																					
		生徒	全日の場合...900					休日	全日の場合...20,700																																							
	*「全日」 9:00 ~ 18:00																																															
	運動公園																																															
	弓道場	利用時間	5:45 ~ 16:45				1面又は1コート	バドミントン・卓球コート(一般)	平日	500	600	700																																				
		使用方法	使用料(円)						土日	600	700	900																																				
			単位	金額					休日	全日の場合...1,900																																						
	専用	一的	2時間	200				1,200	1,500	2,000																																						
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">弓道場</td> <td rowspan="2">一的</td> <td rowspan="2">一般</td> <td>平日</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>全日の場合...5,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人使用</td> <td rowspan="2">児童生徒</td> <td>1回</td> <td>1,300</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>全日の場合...5,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生一般</td> <td rowspan="2">1回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>80</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>150</td> </tr> </table>											弓道場	一的	一般	平日	1,000	2,000	3,000	全日の場合...5,500	個人使用	児童生徒	1回	1,300	2,000	3,000	全日の場合...5,500	学生一般	1回				80				150													
弓道場	一的	一般	平日	1,000	2,000	3,000																																										
			全日の場合...5,500																																													
個人使用	児童生徒	1回	1,300	2,000	3,000																																											
		全日の場合...5,500																																														
学生一般	1回				80																																											
					150																																											
					<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">弓道場</td> <td rowspan="2">一的</td> <td rowspan="2">一般</td> <td colspan="3">使用料(円)</td> </tr> <tr> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>夜間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9:00 ~ 12:00</td> <td>13:00 ~ 17:00</td> <td>18:00 ~ 21:00</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>500</td> <td>600</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">全日の場合...1,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>600</td> <td>700</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">全日の場合...1,900</td> </tr> </table>					弓道場	一的	一般	使用料(円)			午前	午後	夜間				9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00				500	600	700				全日の場合...1,600						600	700	900				全日の場合...1,900		
弓道場	一的	一般	使用料(円)																																													
			午前	午後	夜間																																											
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00																																											
			500	600	700																																											
			全日の場合...1,600																																													
			600	700	900																																											
			全日の場合...1,900																																													

協定項目		16 使用料・手数料の取扱い										
現況	上福岡市					大井町						
	区分	施設名 / 利用時間	使用方法	使用料 (円)		施設名 / 利用時間	単位	使用料 (円)				
社会体育施設(運動場等)の使用料(円)				単位	金額			平日	土日			
	運動公園	野球場 5:45 ~ 21:15	専用	2時間 1面	1,500	野球場・ サッカー場 (運動公園) 6:00 ~ 18:00	2時間 1面	600	700			
		テニス・バレー兼用コート 5:45 ~ 21:15	専用	2時間 1面	400							
		テニス・バレー兼用コート証明施設 17:00 ~ 21:15	専用	2時間 1面	800							
	びん沼サッカー場 (午前9:00 ~ 午後5:00)		専用	半日 / 一面	2,000	*テニスコート: (10月~3月は)午後5時まで						
	第2運動公園	運動場	専用	2時間 1面	1,500							
	運動公園	プール	区	分	単	位	金額 (円)	プ ー ル	区分	単	位	金額 (円)
			大人		1人	1回	400		学生・一般	1人	1回	600
			中・高校生		1人	1回	200		高校生	1人	1回	300
小学生等				1人	1回	100	小・中学生		1人	1回	180	
幼児(4歳未満)						無料	未就学児		1人	1回	無料	
						*プール利用時間 午前9:00 ~ 午後5:00 高校生は、生徒手帳を提示する。 ロッカー 100円						

協定項目		16 使用料・手数料の取扱い								
現況	上福岡市				大井町					
	福祉施設等の使用料（円）	老人福祉センター	施設名	利用区分	使用料（円）		老人福祉センター	利用区分	使用料（円）	
単位					金額	単位			金額	
太陽の家			市内在住の60歳未満	1日あたり	200	町内に住所を有する者	1回につき	300		
			市外に住所を有する者		300			町内に住所を有しない者	500	
使用料の免除 優待者証（市内に居住する60歳以上に交付） を提示した者は免除				60歳以上の高齢者・障害者は無料						
ゲートボール場		施設名	利用区分	使用料（円）		総合福祉センター	利用区分	午前	午後	夜間
				単位	金額			9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00
		市営ゲートボール場	市内に住所を有する者	1面 2時間	100	ホール	1,600	2,200	1,600	
			市内に住所を有しない者	1面 2時間	150	会議室	500	700	500	
使用料の免除 60歳以上の住民。必要とする介護人				1 60歳以上の高齢者・障害者は無料 2 多目的ホール・会議室は、町内の福祉団体が公益を目的とする場合は、免除することがある。 3 多目的ホール・会議室は、高齢者・障害者福祉の目的で利用可						

協定項目		16 使用料・手数料の取扱い		
現況	上福岡市		大井町	
福祉施設等の使用料	高齢者住宅	区分	使用料(円/月額)	
			コスモス荘	
		生活保護受給中の者	生活保護法に基づく住居費の額	
		年収120万円未満の者	借上げ料から50%を減額した額	
		年収120万円以上180万円未満の者	借上げ料から25%を減額した額	
		年収180万円以上の者	市が当該居室を借上げた額	
		使用料の免除	災害による著しい損害。収入の著しい低額	

協定項目		16 使用料・手数料の取扱い								
現況		上福岡市			大井町					
道路 占用料	占用物件	占 用 料		占 用 料						
		単 位	金額(円)	単 位	金額(円)					
		電柱	本/年	1,100	本/年	850				
		電話柱	本/年	370	本/年	320				
		諸地下埋設管	外 径	0.1m 未満	m /年	68	外 径	0.1m 未満	m /年	80
				0.1m ~ 0.15m		80		0.1m ~ 0.4m		190
				0.15m ~ 0.2m		92		0.4m ~ 1.0m		380
				0.2m ~ 0.4m		180		1.0m 以上		790
				0.4m ~ 1.0m		460				
				1.0m 以上		920				
	露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し一時的なもの その他のもの	m ² /月	500	m ² /日		20			
					m ² /月		190			
	看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ	標識	本/年	1,100	本/年	700				
		旗ざお	本/月	500	本/月	190				

協議事項

協定項目 17

公共的団体等の取扱い（案）

協議の経緯		
提 案	合併協議会第2回会議	平成16年12月 1日
協 議	合併協議会第2回会議	平成16年12月 1日
確 認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	17 公共的団体等の取扱い		
調整方針 (案)	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、次の方針で統合整備に努めるものとする。</p> <p>1 1市1町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。ただし、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。</p> <p>2 1市1町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、当面現行のとおりとし、10年を目処に統合するよう調整に努める。</p> <p>3 1市1町独自の団体は、現行のとおりとする。</p>	課題 問題点	合併特例法では、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。」と位置づけている。
現況	上福岡市	大井町	
社会福祉協議会	概要	上福岡市社会福祉協議会	大井町社会福祉協議会
		(理事15人・・・会長1人、副会長2人、常務理事1人を含む。監事2人)、評議員40人、支部長27人、職員66人	会長1人、副会長2人、常務理事1人、理事15人、監事2人、評議員40人、職員12人
		(平成16年度予算額) 45,313千円	(平成16年度予算額) 42,187千円
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究・広報・研修・支部活動・市民活動の育成援助 ・ボランティア活動・福祉教育活動の啓発・育成援助 ・地域福祉・在宅福祉活動・低所得者福祉対策事業 ・障害者福祉対策事業・老人福祉対策事業 (委託事業・介護保険事業・障害者居宅介護事業) ・老人福祉センター ・かみふくおか中央在宅介護センター ・指定居宅介護支援事業所 ・かみふくおか中央サービスセンター ・ヘルパーステーション ・ふれあい上福岡地域支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ふくし総合相談室事業 ・相談窓口の開設・相談員研修会の実施 ・社協だよりの発行 ボランティアセンター事業 ・学校・地域における福祉教育の推進 ・ボランティアグループ等への支援 ききょうふれあいサービス事業(在宅福祉サービス) 移送サービス事業 支部社協活動 低所得者福祉事業 ・生活福祉資金の貸付 喫茶室「おい」事業 	

協定項目		17 公共的団体等の取扱い		
現況		上福岡市	大井町	
シルバー人材センター	概要	シルバー人材センター	シルバー人材センター	
		理事長、理事14人、 監査2人 職員5人、臨時1人	理事長、理事14人、 監事2人 職員6人	
		16年度市町負担金 12,500千円	16年度市町負担金 9,500千円	
	活動内容	自転車安全運転講習参加、事故防止安全意識向上、健康づくり講習 多種の職種対応のための会員確保 シルバーだより、各種イベント参加、親睦旅行（市の関係事業） 配食サービスの配達業務委託、公園草取り	(1) 積極的かつ活力ある事業活動の実践 (2) 生きがいある社会参加支援活動の積極的展開を図る (3) 社団法人として、さらなる運営の健全化、高度化を目指す。	
商工会	概要	上福岡市商工会	大井町商工会	
		上福岡市上福岡 1-5-14	大井町苗間 40-39	
		S35.10.15 設立	S36.5.1 設立	
	会員数936人	会員数823人		
活動内容	・七夕祭り ・産業祭 ・商業まつり「まいどセール」 ・情報化システムの構築	・産業祭 ・富くじセールの実施 ・会員研修会等の共催 ・各種事業の後援 ・大井まつり		

協議事項

協定項目 18

補助金、交付金等の取扱い（案）

協議の経緯		
提 案	合併協議会第2回会議	平成16年12月 1日
協 議	合併協議会第2回会議	平成16年12月 1日
確 認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	18 補助金、交付金等の取扱い		
調整方針 (案)	<p>補助金、交付金等については、その事業目的、効果等を総合的に勘案しながら、これまでの経緯、実績等に配慮し、次により調整するものとする。</p> <p>(1) 1市1町で同一又は同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で検討する。</p> <p>(2) 1市1町それぞれ独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、新市に移行後、新市全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金等については、新市に移行後、統合するよう調整する。</p>	課題 問題点	補助制度等の内容に差異がある。
現況	<p>条例等で各補助金交付要綱を設置している。</p> <p>第1編 総 規 第2編 教 育 第3編 民 生 第4編 産業経済</p>		

協定 項目	1 8 補助金、交付金等の取扱い		
補助金交付要綱等の現況	分類	上福岡市	大井町
	総務	<p>たばこ税増収確保対策補助金交付要綱 コミュニティ施設特別整備事業補助金交付要綱 自治会連合会補助金交付要綱</p> <p>自治会集会所賃貸借料補助金交付要綱 自主防災組織防災資器材等整備補助金交付要綱 コミュニティづくり推進事業補助金交付要綱 青少年健全育成活動事業補助金交付要綱</p> <p>日本女性会議市民派遣事業参加者補助金交付要綱</p>	<p>たばこ税対策協議会補助金交付要綱 コミュニティ施設特別整備事業補助金交付要綱 町会連合会補助金交付要綱 実施事業協力町会報償金支給要綱</p> <p>自主防災組織育成補助金交付要綱 コミュニティづくり協議会補助金交付要綱 青少年健全育成推進協議会補助金交付要綱 青少年相談員協議会活動費補助金交付要綱</p> <p>土地開発公社運営費補助金交付要綱 職員親睦会補助金交付要綱</p>

協定 項目	1 8 補助金、交付金等の取扱い		
補助金交付要綱等の現況	分類	上福岡市	大井町
	福祉	<p>老人クラブ等運営費補助金交付要綱 老人クラブ研修等補助金交付要綱 社団法人上福岡市シルバー人材センター補助金交付要綱 高齢者福祉施設整備費補助金交付要綱 高齢者入浴料助成事業実施要綱 ファクシミリ等基本料助成事業実施要綱 地域保健福祉活動事業費補助金交付要綱 生活ホーム事業補助金交付要綱</p> <p>国民健康保険組合等事業補助金交付要綱 介護サービス利用者負担金助成事業実施要綱 社会福祉法人等による介護保険サービスの利用に係る利用者負担の減免に関する助成要綱 家族介護慰労金支給事業実施要綱 公設民営通所介護事業補助金交付要綱 介護保険訪問介護利用者負担助成要綱</p> <p>心身障害者地域デイケア事業費補助金交付要綱 障害者自動車運転免許取得費補助実施要綱</p> <p>心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱 身体障害者自動車改造費補助金交付要綱 重度身体障害者居宅改善整備費補助金交付要綱</p>	<p>社会福祉団体等補助金交付要綱</p> <p>(社)大井町シルバー人材センター補助金交付要綱</p> <p>生活ホーム運営費補助金交付要綱 ホームヘルプサービス利用者負担金支援事業実施要綱 配食サービス事業実施要綱 在宅福祉事業費補助金交付要綱</p> <p>介護サービス利用者負担助成事業実施要綱 社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担減額要綱 家族介護慰労金支給事業実施要綱</p> <p>介護予防・地域支え合い事業実施要綱 心身障害者地域デイケア事業費補助金交付要綱 身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱</p> <p>心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱 身体障害者自動車改造費助成金交付要綱 重度身体障害者居宅改善整備費補助金交付要綱 福祉タクシー利用料金助成事業要綱</p>

協定項目	18 補助金、交付金等の取扱い		
	分類	上福岡市	大井町
補助金交付要綱等の現況	福祉	<p>障害児(者)生活サポート事業団体運営費補助金交付要綱</p> <p>養護学校等放課後児童対策事業費補助金交付要綱</p> <p>心身障害児保育運営費助成金交付要綱</p> <p>心身障害児通園通学奨励費補助金交付要綱</p> <p>身体障害者福祉会運営費補助金交付要綱</p> <p>手をつなぐ育成会運営費補助金交付要綱</p> <p>人間東部地区精神障害者家族会(ラベンダーの会)運営費補助金交付要綱</p> <p>ひとり親家庭等児童高校等入学準備金支給要綱</p> <p>医療団体・休日急患診療所運営補助金交付要綱</p> <p>食生活改善推進員協議会事業費補助金交付要綱</p> <p>献血推進事業費補助金交付要綱</p> <p>区域外予防接種補助金交付要綱</p> <p>更生保護活動事業補助金交付要綱</p> <p>外国人未払医療費対策事業補助金交付要綱</p> <p>心配ごと相談事業補助金交付要綱</p> <p>民生委員協議会補助金交付要綱</p>	<p>心身障害者生活サポート事業実施要綱</p> <p>精神障害者居宅介護等事業補助金交付要綱</p> <p>重度心身障害者日常生活用具給付等実施要綱</p> <p>障害者(児)診断書料等助成金交付要綱</p> <p>養護学校放課後児童対策事業費補助金交付要綱</p> <p>障害児通園事務費補助金交付要綱</p> <p>知的障害者地域生活援助事業補助金交付要綱</p> <p>知的障害者援護施設入所者に係る医療費給付事務取扱要綱</p> <p>民間保育所運営費等補助金交付要綱</p> <p>保健衛生・医療事務団体等補助金交付要綱</p> <p>区域外予防接種補助金交付要綱</p> <p>更生訓練費支給要綱</p> <p>国民健康保険人間ドック検査料補助規則</p> <p>国民健康保険保養施設利用補助規則</p> <p>社会福祉法人に対する助成の手続きを定める条例</p>

協定 項目	1 8 補助金、交付金等の取扱い		
補助金 交付要綱等 の現況	分類	上福岡市	大井町
	環境 都市	<p>生ごみ処理容器設置補助金交付要綱 ごみ集積所設置等に関する指導要綱 集団資源回収事業報償金交付要綱 集団資源回収取扱育成奨励金交付要綱</p> <p>交通安全対策事業補助金交付要綱 消費生活改善推進事業費補助金交付要綱</p> <p>生け垣設置奨励金交付要綱 市街地再開発事業等研究団体補助金交付要綱 市街地再開発事業補助金等交付要綱</p> <p>2世帯住宅建築資金利子補給金交付要綱</p> <p>排水設備奨励補助金交付要綱 集会所排水設備補助金交付要綱 私道排水設備補助金交付要綱</p> <p>樹木の保存及び奨励金の交付に関する要綱</p>	<p>生ごみ処理容器使用促進奨励金交付要綱 集団資源回収促進奨励金交付要綱 集団資源回収事業者推進協力会補助金交付要綱 集団資源回収事業者奨励金交付要綱</p> <p>交通安全対策推進団体補助金交付要綱 消費生活改善推進事業費補助金交付要綱</p> <p>生垣設置補助金交付要綱 土地区画整理組合等補助金交付要綱</p> <p>都市空地景観整備事業補助金 町内循環バス運行経費等補助金交付要綱</p> <p>生活保護世帯水洗便所改造費補助金交付要綱 緑の保全・保存会等補助金交付要綱 公園愛護会に対する報償金交付要領</p>

協定 項目	1 8 補助金、交付金等の取扱い		
補助金交付要綱等の現況	分類	上福岡市	大井町
	教育	私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 教育研究事業補助金交付要綱 小・中学校児童・生徒派遣費補助金交付要綱 小・中学校開校記念事業補助金交付要綱 地域スポーツ振興事業補助要綱 スポーツ関係事業補助金交付要綱 文化財保存事業等補助要綱	私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱 小・中学校教職員教育振興事業補助金交付要綱 小・中学校児童・生徒校外活動費補助金交付取扱い基準 各種競技関東・全国大会出場選手激励金支給取扱い基準 社会教育関係団体育成費補助金交付要綱 明るい未来を作る町民大会実行委員会補助金交付要綱 町民カレッジ大井奨学補助金交付要綱 社会体育関係団体育成費補助金交付要綱 文化財保護保存事業費補助金交付要綱

協定項目	1 8 補助金、交付金等の取扱い		
補助金交付要綱等の現況	分類	上福岡市	大井町
	産業	<p>農政振興事業費補助金交付要綱</p> <p>生産調整推進対策事業費補助金交付要綱 農業くろつけ機購入補助金交付要綱</p> <p>商工業振興事業費補助金交付要綱 商店街環境施設及び基盤整備事業補助金交付要綱 公衆浴場近代化設備資金補助金交付要綱 労働団体福祉活動補助金交付要綱</p> <p>愛される商店街活動推進事業補助金交付要綱 不況対策関連融資利子補給金交付要綱</p> <p>小売店舗出店等の調整に関する要綱 勤労者福祉共済事業補助金交付要綱 ふるさと産業まつり事業補助金交付要綱 観光協会補助金交付要綱 小口融資保証料補助金及び利子補給金交付要綱 商工会補助金交付要綱</p>	<p>農業振興事業補助金交付要綱 農業団体育成補助金交付要綱</p> <p>土壌病害虫防除推進事業費補助金交付要綱 堆肥作りの推進及び土壌診断補助基準 緑肥作物推進事業補助金交付要綱 農業近代化施設資金利子補給要綱 農業災害対策事業補助金交付要綱 農業後継者媒酌人褒賞規定</p> <p>商店街環境施設整備等補助金交付要綱</p> <p>労働行政推進団体育成補助金交付要綱 中小企業近代化事業等補助金交付要綱 中小企業従業員定期健康診断料補助金交付要綱 中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱 街づくり推進事業補助金交付要綱 不況対策資金融資利子補給金交付要綱 不況対策資金融資あっせん規則 大型店進出対策等融資利子補給金交付要綱</p> <p>産業祭補助金交付要綱 おい祭り補助金交付要綱</p> <p>小口融資保証料補助規則 商工会運営費補助金交付要綱</p>

協議事項

協定項目 19

行政連絡機構の取扱い（案）

協議の経緯		
提 案	合併協議会第2回会議	平成16年12月 1日
協 議	合併協議会第2回会議	平成16年12月 1日
確 認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	19 行政連絡機構の取扱い		
調整方針 (案)	行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、合併後に、町会・自治会等住民組織と協議するものとする。	課題 問題点	現在、両各市町で行政連絡機構のあり方に違いがあり、合併までに統一することは困難なので、新市になってから、各自治組織の意向を聞きながら検討する必要がある。
現況	上福岡市	大井町	
名称	上福岡市自治会連合会	大井町町会連合会	
自治会等の数	28自治会・町内会	25町会	
組織	会長、副会長により組織	町会長により組織	
市町との関係事業	<p>上福岡市の行政連絡区の区域等を定める規則により、市報等の配付、各種委員等の推薦、連絡区内の住民との連絡等の行政事務に協力する自治会・町内会に報償金を交付。</p> <p>市報等の配付については、平成14年4月1日より、自治会で配付(17自治会)と市で配付(シルバー人材センターに委託11自治会)する方式となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2市2町合同防災訓練 ・ごみゼロ運動 ・町民体育祭 ・委員等の選出 ・その他の事業 	

協議事項

協定項目 20

町・字名の取扱い（案）

協議の経緯		
提案	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
協議	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
確認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	20 町・字名の取扱い																																																																	
調整方針 (案)	上福岡市及び大井町の町字名は、現行のとおりとする。ただし、同一又は類似町字名は、1市1町の長が協議して定める。また、住所の名称から「大字」を除く。			課題 問題点	同一の町字名が存在する。 大字を除くことにより表示の簡略化を図る。																																																													
現況	上福岡市			大井町																																																														
	<table border="1" data-bbox="405 563 1077 1382"> <tr> <td>いけがみ 池上</td> <td>うえのだい 上野台1～3丁目</td> <td>うえのはら 上ノ原1～3丁目</td> </tr> <tr> <td>おおほら 大原1～2丁目</td> <td>かすみがおか 霞ヶ丘1～3丁目</td> <td>かみふくおか 上福岡1～6丁目</td> </tr> <tr> <td>かわさき 大字川崎</td> <td>かわさき 川崎1～2丁目</td> <td>きたの 北野1～2丁目</td> </tr> <tr> <td>きよみ 清見1～4丁目</td> <td>こまにし 駒西1～3丁目</td> <td>こまはやし 大字駒林</td> </tr> <tr> <td>しんこまはやし 新駒林1～4丁目</td> <td>しんでん 新田1～2丁目</td> <td>すいこう 水宮</td> </tr> <tr> <td>たき 滝1～3丁目</td> <td>ちゅうおう 中央1～2丁目</td> <td>つきじ 築地1～3丁目</td> </tr> <tr> <td>なか 仲1～3丁目</td> <td>なかのしま 中ノ島1丁目</td> <td>なかふくおか 大字中福岡</td> </tr> <tr> <td>なかまる 中丸1～2丁目</td> <td>ながみや 長宮1～2丁目</td> <td>にし 西1～2丁目</td> </tr> <tr> <td>にしはら 西原1～2丁目</td> <td>はなのき 花ノ木1～2丁目</td> <td>ふくおか 大字福岡</td> </tr> <tr> <td>ふくおか 福岡1～3丁目</td> <td>ふくおかしんでん 福岡新田</td> <td>ふじみだい 富士見台</td> </tr> <tr> <td>ほんしんでん 本新田</td> <td>まつやま 松山1～2丁目</td> <td>まるやま 丸山</td> </tr> <tr> <td>みなみだい 南台1～2丁目</td> <td>むさしの 武蔵野</td> <td>もとふくおか 元福岡1～3丁目</td> </tr> <tr> <td>やた 谷田1～2丁目</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			いけがみ 池上	うえのだい 上野台1～3丁目	うえのはら 上ノ原1～3丁目	おおほら 大原1～2丁目	かすみがおか 霞ヶ丘1～3丁目	かみふくおか 上福岡1～6丁目	かわさき 大字川崎	かわさき 川崎1～2丁目	きたの 北野1～2丁目	きよみ 清見1～4丁目	こまにし 駒西1～3丁目	こまはやし 大字駒林	しんこまはやし 新駒林1～4丁目	しんでん 新田1～2丁目	すいこう 水宮	たき 滝1～3丁目	ちゅうおう 中央1～2丁目	つきじ 築地1～3丁目	なか 仲1～3丁目	なかのしま 中ノ島1丁目	なかふくおか 大字中福岡	なかまる 中丸1～2丁目	ながみや 長宮1～2丁目	にし 西1～2丁目	にしはら 西原1～2丁目	はなのき 花ノ木1～2丁目	ふくおか 大字福岡	ふくおか 福岡1～3丁目	ふくおかしんでん 福岡新田	ふじみだい 富士見台	ほんしんでん 本新田	まつやま 松山1～2丁目	まるやま 丸山	みなみだい 南台1～2丁目	むさしの 武蔵野	もとふくおか 元福岡1～3丁目	やた 谷田1～2丁目			<table border="1" data-bbox="1256 563 1957 1137"> <tr> <td>あさひ 旭1丁目</td> <td>いちまわ 市沢1～3丁目</td> <td>うれしの うれし野1～2丁目</td> </tr> <tr> <td>大字大井</td> <td>おおおい 大井1～2丁目</td> <td>かめくぼ 大字亀久保</td> </tr> <tr> <td>かめくぼ 亀久保1～4丁目</td> <td>まくらがおか 桜ヶ丘1～3丁目</td> <td>ちゅうおう 中央1～4丁目</td> </tr> <tr> <td>つるがおか 鶴ヶ岡1～5丁目</td> <td>つるまい 鶴ヶ舞1～3丁目</td> <td>なえま 大字苗間</td> </tr> <tr> <td>なえま 苗間1丁目</td> <td>にしつるがおか 大字西鶴ヶ岡</td> <td>にしつるがおか 西鶴ヶ岡1～2丁目</td> </tr> <tr> <td>ひがしくぼ 東久保1丁目</td> <td>みどりがおか 緑ヶ丘1～2丁目</td> <td>大字むさしの 武蔵野</td> </tr> <tr> <td>ふじみ野1～4丁目</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			あさひ 旭1丁目	いちまわ 市沢1～3丁目	うれしの うれし野1～2丁目	大字大井	おおおい 大井1～2丁目	かめくぼ 大字亀久保	かめくぼ 亀久保1～4丁目	まくらがおか 桜ヶ丘1～3丁目	ちゅうおう 中央1～4丁目	つるがおか 鶴ヶ岡1～5丁目	つるまい 鶴ヶ舞1～3丁目	なえま 大字苗間	なえま 苗間1丁目	にしつるがおか 大字西鶴ヶ岡	にしつるがおか 西鶴ヶ岡1～2丁目	ひがしくぼ 東久保1丁目	みどりがおか 緑ヶ丘1～2丁目	大字むさしの 武蔵野	ふじみ野1～4丁目		
いけがみ 池上	うえのだい 上野台1～3丁目	うえのはら 上ノ原1～3丁目																																																																
おおほら 大原1～2丁目	かすみがおか 霞ヶ丘1～3丁目	かみふくおか 上福岡1～6丁目																																																																
かわさき 大字川崎	かわさき 川崎1～2丁目	きたの 北野1～2丁目																																																																
きよみ 清見1～4丁目	こまにし 駒西1～3丁目	こまはやし 大字駒林																																																																
しんこまはやし 新駒林1～4丁目	しんでん 新田1～2丁目	すいこう 水宮																																																																
たき 滝1～3丁目	ちゅうおう 中央1～2丁目	つきじ 築地1～3丁目																																																																
なか 仲1～3丁目	なかのしま 中ノ島1丁目	なかふくおか 大字中福岡																																																																
なかまる 中丸1～2丁目	ながみや 長宮1～2丁目	にし 西1～2丁目																																																																
にしはら 西原1～2丁目	はなのき 花ノ木1～2丁目	ふくおか 大字福岡																																																																
ふくおか 福岡1～3丁目	ふくおかしんでん 福岡新田	ふじみだい 富士見台																																																																
ほんしんでん 本新田	まつやま 松山1～2丁目	まるやま 丸山																																																																
みなみだい 南台1～2丁目	むさしの 武蔵野	もとふくおか 元福岡1～3丁目																																																																
やた 谷田1～2丁目																																																																		
あさひ 旭1丁目	いちまわ 市沢1～3丁目	うれしの うれし野1～2丁目																																																																
大字大井	おおおい 大井1～2丁目	かめくぼ 大字亀久保																																																																
かめくぼ 亀久保1～4丁目	まくらがおか 桜ヶ丘1～3丁目	ちゅうおう 中央1～4丁目																																																																
つるがおか 鶴ヶ岡1～5丁目	つるまい 鶴ヶ舞1～3丁目	なえま 大字苗間																																																																
なえま 苗間1丁目	にしつるがおか 大字西鶴ヶ岡	にしつるがおか 西鶴ヶ岡1～2丁目																																																																
ひがしくぼ 東久保1丁目	みどりがおか 緑ヶ丘1～2丁目	大字むさしの 武蔵野																																																																
ふじみ野1～4丁目																																																																		

参考資料

町・字名の取扱い

1 町・字の取扱いに関する法令

(地方自治法)

- 第260条 政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
- 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

2 合併事例地における同一又は類似の町字名の取扱い

新市名	関係市町	調整方針	
ひたちなか市	勝田市 那珂湊市	(中央) 勝田中央町 那珂湊中央 丁目	勝田中央町 湊中央 丁目
		(泉町) 勝田泉町 那珂湊泉町	勝田泉町 湊泉町
西東京市	田無市 保谷市	(本町) 田無本町 保谷本町	西東京市田無町 西東京市保谷町
さいたま市	浦和市 大宮市 与野市	(仲町) 浦和仲町 丁目 大宮仲町 丁目	浦和仲町 丁目 大宮仲町 丁目
		(塚本) 浦和大字塚本 大宮大字塚本	大字浦和塚本 大字大宮塚本
		(昭和) 浦和大字昭和 大宮大字昭和	大字浦和昭和 大字大宮昭和
丹波市	柏原町 氷上町 青垣町 春日町 山南町 市島町	大字の設定区域は現行のとおりとし、すべての区域において、現大字名の前に現町名を付し、大字名を変更する。	
静岡市	静岡市 清水市	静岡市は変更なし 清水市は、すべての町字の前に「清水」が入る。	

協議事項

協定項目 21

慣行の取扱い（案）

協議の経緯		
提 案	合併協議会第2回会議	平成16年12月 1日
協 議	合併協議会第2回会議	平成16年12月 1日
確 認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目		2 1 慣行の取扱い	
調整方針 (案)		市町章、憲章、花木鳥などの慣行については、新市において検討するものとする。 ただし、従来の実績等を勘案し、新市に引き継ぐべきものについては、新市において継続するものとする。	課 題 問題点 成人式や敬老会、まつり等、その他の行事については、地域のコミュニティや伝統文化との結びつきが強い場合もあるが、統一するものはできるだけ早く統一するとともに、引き継ぐべきものは、新市において継続するものとする。
現 況		上福岡市	大井町
市 町 章	名称	市章	町章
	制定年月日	昭和39年10月9日	昭和46年11月3日
	由来	上福岡市の「福」をカタカナにしてデザイン化したもの。「フ」と「ク」の上部に向かう延長線上に、市の未来発展と市民一人ひとりのしあわせを願う気持ちがこめられている。	「大い」の二字を意匠化。将来、町の躍進発展を羽ばたく鳥にかたどり、円をもって住民の円満を象徴した。
憲 章	名称	上福岡市市民憲章	大井町民憲章
	制定年月日	昭和57年4月10日	昭和61年11月3日
	由来	美しい緑と、水清い武蔵野の一角に位置する上福岡市は、歴史と伝統を守りながら、住みよく、生きがいのある近代都市として、大きく飛躍しようとしています。 わたくしたちは、近隣市町村との変わらぬ友好と協調を保ち、さらによい郷土を築くために、市民の総意をもって、ここに市民憲章を定めます。	わたくしたちは、武蔵野の恵まれた自然と歴史ある郷土を愛し、ひとりひとりを大切にする明るく住みよい平和なまちをつくるため、ここに道しるべとして憲章を定めます。

協定項目		2 1 慣行の取扱い		
現 況		上福岡市	大井町	
宣 言		「上福岡市非核平和都市宣言」	「緑と平和の都市宣言」 「人権擁護都市宣言」	
市 町 の 花 ・ 木 ・ 鳥	花	名	コスモス	ききょう
		制定年月日	昭和57年4月10日	昭和55年1月1日
		由来	豊かなうるおいのあるまちをつくるため制定。 秋桜と書くように、秋風が吹く中に白から紅色までの可憐な花を咲かせます。花ことばは純潔。コスモスの名の響きは、宇宙の意味もイメージさせるすてきな花です。	大井町に昔から多く自生し、戦国期後、北城時代の町の古文書にも登場した。町の歴史にゆかりの深い花ということで制定。
	木	名	キンモクセイ	もくせい
		制定年月日	昭和57年4月10日	昭和55年1月1日
		由来	豊かなうるおいのあるまちをつくるために制定。 秋に、甘い香りをまちに漂わせる香りの木の代表。黄金色の小さな花を枝いっぱい咲かせ、みごとに木を染め上げます。花言葉は、気品・高潔。	もくせいは公害に弱い木のため、公害のないまちづくり、もくせいの花咲く町づくりをしたいという願いをこめて制定。
	鳥	名	シジュウカラ	おなが
		制定年月日	平成5年1月20日	昭和55年1月1日
		由来	自然愛護思想の普及に資するため、市の鳥を制定。 「ツツピー、ツツピー」と高く澄んだ声で鳴き、1年中、新河岸川や公園のほか、庭先でもその姿が見られます。胸の黒いネクタイ状の模様が特徴。	雑木林や屋敷林に生息する雑食性の益鳥で都市化する大井町にふさわしい鳥。おながの強い生命力と団結心に大井町の連帯感を重ね合わせて制定。

協議事項

協定項目 24

清掃事業の取扱い（案）

協議の経緯		
提案	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
協議	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
確認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目		2 4 清掃事業の取扱い		
現 況		上福岡市	大井町	
粗大ごみ処理手数料		無 料	無 料	
持ち込みごみ処 分手数料	一般ごみ	無 料	4 0 kg 未満無料 4 0 kg 以上は 1 2 0 円 + 1 kg 当たり 3 円	
	事業系ごみ	1 0 kg 当たり 1 0 0 円	2 0 kg まで 2 0 0 円 2 0 kg を増すごとに 2 0 0 円	
処理手数料 (動物の死体)		運搬処理 該当無し	運搬処理 (一体につき) 2 , 0 0 0 円	
		処理のみ (一体につき) 1 , 0 0 0 円	処理のみ (一体につき) 1 , 0 0 0 円	
一般廃棄物処理業許可申請 手数料		1 件につき 3 , 0 0 0 円	1 件につき 5 , 0 0 0 円	
一般廃棄物処理業許可証再 交付申請手数料		1 件につき 1 , 5 0 0 円	1 件につき 3 , 0 0 0 円	

協議事項

協定項目 26

電算システム事業の取扱い（案）

協議の経緯		
提案	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
協議	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
確認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目	26 電算システム事業の取扱い							
調整方針 (案)	電算システム事業は、住民生活に支障を来さぬよう合併時に統合を図るものとする。 ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。			課題 問題点	電算システムの統合は、時間がかかる上に、経費も必要となるので、十分な準備と専門的な検討が必要となる。			
現況	上福岡市			大井町				
区分	業務内容		常駐者	業務内容		常駐者		
直営	計算センターの管理運営		2人	情報処理系の運営・管理及び情報推進		2人		
委託	開発処理業務全般		5人	開発処理業務全般		5人		
ホストコンピュータの機種	NEC パラレル ACOS4/PX-7600/8SV			NEC パラレル ACOS/PX 7600				
使用OS	ACOS-4/NPX R3.11			ACOS-4/NPX R1.13				
導入年月日	平成13年5月1日			平成11年5月				
住民情報系電算業務 処理業務(システム)名	システム名		オンライン用機器		システム名		オンライン用機器	
			名称	台数			名称	台数
	住民記録オンライン		基幹系サーバ		3	住民税	NEC MATE NX MA40 DCLGMB63	11
	税務オンライン					固定資産税	NEC Versapro NX VA30 DWXGAB45	17
	国保オンライン					国民健康保険税	NEC Versapro NX VA46 HWXTAA67	5
	年金オンライン					国民健康保険税給付	NEC MATE NX MA35 DCLGMB63	2
	健康管理オンライン					軽自動車税	NEC Versapro NX VA26 DWXGAB45	1
	介護保険オンライン					法人町民税	NEC Versapro NX VA33 DWXJAC46	1
			情報系サーバ		6	収納管理		

協議事項

協定項目 26

広報広聴関係事業の取扱い（案）

協議の経緯		
提案	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
協議	合併協議会第2回会議	平成16年12月1日
確認	合併協議会第 回会議	平成16年 月 日

上福岡市・大井町法定合併協議会

協定項目		26 広報広聴関係事業の取扱い			
調整方針 (案)		<p>広報広聴事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>広報紙の発行は、現行と同様に月1回とする。</p> <p>その他の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努める。</p> <p>提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図る。</p> <p>相談業務は、現行の業務を実施できるよう調整する。</p>	課題 問題点	<p>広報紙の発行回数は月1回と同一だが、印刷業者から住民への配布方法に違いがある。</p>	
現況		上福岡市	大井町		
広報事業	広報紙	名称	市報「コスモス」	広報「おおい」	
		月間発行回数	1回	1回	
		発行日	毎月1日	毎月1日	
		配布方法	住民	印刷業者 宅配業者 自治会配布員・シルバー人材センター 全戸配布	印刷業者 広報配布員(委託契約) 全戸配布
			その他	駅、公共施設	駅、警察、郵便局、銀行
		名称	かみふくおか議会だより	おおい町議会だより	
		発行回数	年4回	年4回	
		発行日	定例会終了後の翌月の末日	議会終了後の翌月15日	
		配布方法等	市報「コスモス」と同様	印刷業者 シルバー人材センター 全戸配布	
		広報システム	広報板54箇所・声の広報	広報板80箇所・点字広報・音声朗読テープ	
ケーブルTVの活用	なし	なし			

協定項目		26 広報広聴関係事業の取扱い			
現況		上福岡市	大井町		
広報事業	ホームページの開設・利用状況	名称	上福岡市ホームページ	大井町ホームページ	
		開設年月日	平成12年7月28日	平成13年7月15日	
		ホームページ作成・更新業務	各担当課職員により随時更新を行い、サーバへのアップロード作業は、情報推進室職員が行う	更新は月2回（委託）	
		月平均アクセス件数	約3,800件	約4,500件	
		情報内容	市勢概要、窓口案内、イベント情報、広報	町勢概要、窓口案内、イベント情報、施設情報、広報、議会情報	
		意見交換の有無	有（市長への手紙）	有	
広聴事業	広聴システム	名称	市長への手紙	ホームページ「町政への提案」	
		概要	市民の意見、要望などを市長に直接伝えて、1か月以内に差出人に回答する。	ホームページを通して、町への意見・提案を受け付け、担当課から回答する。	
		名称	市長面会	意見提案箱「みなさまの声」	
		概要	市民団体と市長が、行政上のさまざまな問題について、意見交換をする場。市民団体の申し出により開催。	役場、中央公民館に意見提案箱を設置し、町民に投函してもらう。	
		名称	まちづくり人材登録制度		
		概要	附属機関への参画希望市民の登録及び活用		

協定項目		26 広報広聴関係事業の取扱い		
現況		上福岡市	大井町	
広聴事業	相談事業	名称	法律相談	無料法律相談
		実施日時	毎週月曜日 午前10時～午後3時	月2回
		相談場所	市民相談室	役場
		名称	法律・身の上相談	
		実施日時	月第1, 3, 5木曜 午前10時～午後3時	
		相談場所	市民相談室	
		名称	人権相談	人権相談
		実施日時	月第2, 4木曜 午前10時～午後3時	月2回
		相談場所	市民相談室	役場
		名称	行政相談	行政相談
		実施日時	第1, 2金曜、第3月曜 午前10時～午後3時	月2回
		相談場所	市民相談室	役場
		名称	消費生活相談	消費生活相談
		実施日時	毎週月・火・木・金曜日 (午前10時～午後4時)	毎週月曜日、木曜日
		相談場所	市役所	役場
名称	内職相談	内職相談		
実施日時	毎週火・金曜日 (午前10時～午後4時)	毎週火曜日		
相談場所	市役所	役場		

協定項目		26 広報広聴関係事業の取扱い	
現況		上福岡市	大井町
広聴事業	相談事業	名称	教育相談
		実施日時	月～金（祝日除く） （午前10時～午後5時）
		相談場所	教育相談室
		名称	健康相談
		実施日時	毎週月曜日（午前9時30分～11時）
		相談場所	保健センター
		名称	外国籍市民生活相談（H14.4～）
		実施日時	毎週火、水曜日（午後1時～4時）
		相談場所	NPO ふじみの国際交流センター
		名称	地域子育て相談
		実施日時	電話：月・水曜日、面接：火・金曜日（10時～正午、午後2時～4時）
		相談場所	地域子育て支援センター
		名称	家屋修繕・改築相談
		実施日時	毎週金曜日（午前10時～正午）
		相談場所	市役所
		名称	労働相談
		実施日時	月第1月曜 （午前10時～午後3時）
相談場所	市民相談室		
名称	税務相談		
実施日時	毎月1回（11日） （午前10時～午後3時）		
相談場所	市役所		
		教育相談	
		月曜日から金曜日	
		役場	
		健康相談	
		毎週月曜日	
		保健センター	
		外国人生活相談	
		毎週月、金曜日	
		NPO ふじみの国際交流センター	
		子育て相談	
		毎週水曜日	
		風の里保育園	
		建築相談	
		第4金曜日	
		役場	
		納税相談	
		おおむね最終日曜日 （午前8時30分～午後5時）	
		役場	

協定項目		2 6 広報広聴関係事業の取扱い		
現 況		上福岡市	大井町	
広聴事業	相談事業	名称	困りごと相談	心配ごと相談
		実施日時	月第3金曜 午前10時～午後3時	毎週水曜日 午後1時～午後3時
		相談場所	市民相談室	社会福祉協議会
		名称	家庭児童相談	さわやか相談
		実施日時	毎週月～金曜日(9時～午後4時)	月曜日から金曜日
		相談場所	家庭児童相談室	大井中、大井西中
		名称		知的障害児・者相談
		実施日時		随時
		相談場所		相談員宅
		名称		身体障害児・者相談
		実施日時		随時
		相談場所		福祉課内
		名称		スクールカウンセラー
		実施日時		週1回
		相談場所		大井中、大井西中
		名称		児童生徒不登校支援
		実施日時		月曜日から金曜日
		相談場所		大井西中
名称		国民年金相談		
実施日時		月曜日から金曜日		
相談場所		住民課		